

議案第 3 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げることに伴い、特別職の職員で常勤のものの期末手当を引き下げるため、条例の一部を改正しようとするものである。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の195」に、「100分の232.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第4条第2項中「100分の212.5」を「100分の195」に改める改正規定は、平成22年4月1日から施行する。